

事業者の
皆様へ

市有財産等の有効活用に係る 民間提案制度

茨木市では、官民連携の一層の推進により、市民サービスの向上、にぎわいの創出、新たな財源の確保及び事業の経費節減を図るため、事業者の皆様から、市有財産等を活用した自由な発想による提案を募集しています。

市が想定する提案のテーマ

◎ **公共施設等の余裕空間、未利用財産等の有効活用**
(貸付、売却、目的外使用 など)

◎ **公共施設等の管理運営の水準向上・経費節減**
(効率的で効果的な維持管理、設備更新手法 など)

◎ **ネーミングライツ事業・広告事業**
(公共施設、公園、道路施設、イベント、印刷物等への広告掲載、公共施設等への広告媒体設置 など)

◎ **本市が発信する課題に対する提案**
(発信する課題は、本市ホームページ上に掲載中です)

【茨木市 民間提案制度 テーマ一覧】で検索、もしくは、上のQRコードからご確認ください。



事業者

新たなビジネスチャンス
地域社会への貢献

市有財産等を活用した提案

市民・市

市民サービスの向上
にぎわい創出、財政負担軽減

例えば・・・

◎ 市の未利用地や公園等に出店がしたい！



◎ 効率的で効果的な省エネ改修を提案したい！



◎ 会社近くの施設や道路施設等に愛称を付けたい！



など、皆さんのアイデアをお待ちしています！

■ここがポイント！

①提案者へインセンティブを付与

提案内容の事業化にあたっての公募において、**提案者の評価点に10%の加点を行うなど、インセンティブを付与**します。 ※インセンティブの付与には、諸条件があります。

③ワンストップ窓口での随時対応

相談・事前対話は、政策企画課が**ワンストップ窓口で随時受付**。市民や市の利益につながる提案については、市全体で、**柔軟な発想で実現可能性を検討します**。

⑤事前対話でアイデアをブラッシュアップ

市有財産等所管課同席のもと事前対話を実施。**市の課題の共有や必要な資料提供**により、提案アイデアを磨き上げることができます。

②フリー型・テーマ型両方で提案募集

事業者等からの自由なアイデアや知見を踏まえた提案**(フリー型)**と 市が発信する課題に対する提案**(テーマ型)**の**両方の提案を募集**しています。

④簡易様式での提案受付

A 4 用紙 1 枚の簡易な様式で提案を受付。**大きな負担なく提案書を作成**することができます。

⑥事業者ノウハウの保護に配慮

提案内容の事業化に向けて公募等を行う際には、**提案者独自の権利やノウハウ等の保護に十分配慮**します。

- ・本制度は事業者からの提案内容について、市において事業化を検討するものであり、契約等の相手方を直接選定するものではありません。
- ・事業化にあたっては、原則として別途公募等を行います。この際、事業者選定において、**提案者の評価点に10%の加点を行うなど、インセンティブを付与**します。なお、加点につきましては、プロポーザル方式等の公募内容を審査する選定委員会において、提案内容の公募条件設定への貢献度に応じて、加点の有無を決定します。

■本制度の流れ

相談受付

事前対話
(必須)

提案書受付

提案審査

事業化
(公募等)

提案者の評価点に
10%を加点

裏面・市HPをご覧のうえ、お気軽にご相談ください！

問合せ先

茨木市 企画財政部 政策企画課
☎ 072-620-1605 (直通) ✉ teian@city.ibaraki.lg.jp

茨木市 民間提案制度

検索



市有財産等の有効活用に係る民間提案制度 概要

1 目的

事業者から、市有財産等の有効活用に係る自由な発想による提案を募集することにより、従来の手法や発想にとらわれない官民連携を一層推進し、市民サービスの向上、地域及び地域経済の活性化、新たな財源の確保並びに事業の経費節減を図る。

2 提案対象

次に掲げる市有財産等の有効活用により、市民サービスの向上、にぎわいの創出、新たな財源の確保または事業の経費節減につながる提案 及び 本市が発信する課題に対する提案。

- 【市有財産等】
- ① 市が所有または管理する土地、建築物、建築設備及び工作物
 - ② 市が実施するイベント、講座等（ネーミングライツ事業に限る）
 - ③ 市の印刷物、ホームページ等（広告事業に限る）

ただし、次に該当するものは、本制度における提案の対象外とします。

- ①本市に新たな財政負担を生じさせる提案（人件費を含む提案時点の事業経費を上限とする）。ただし、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものを除く。
- ②既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- ③単なる施設や事業の廃止、縮小等に関する提案
- ④市が事業化を予定している案件に関する提案
- ⑤関係法令に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案
- ⑥民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ⑦里道、水路等の払下げを求める提案（従来どおり所管部署において対応）

3 提案者の参加要件

提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社、有限会社、NPO法人、公益法人、市民団体等とし、個人は提案者となることはできません。グループ（複数の事業者の共同体）による提案も可能です。

4 事前対話・提案審査

- ◎提案を検討する事業者を対象に事前対話を実施します。事前対話を経ない提案の受付はできません。
- ◎事前対話実施後、様式指定の提案書（A4版1枚）、様式自由の補足資料（任意提出）等の提出物を財産活用課にご提出ください。
- ◎提案内容については、市の審査会において、公益性、実現性等の観点から審査を行います。
- ◎審査結果は、提案書受付後30日以内を基本に、提案者に審査結果を通知します。30日を超える審査期間が必要な場合には、その旨を提案者にお知らせします。採否の区分は次のとおりです。
 - 【採否の区分】 趣旨採用：提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合。
 - 不採用：現時点では事業化に適さないと判断した場合。

5 留意事項

- ◎本制度は事業者からの提案内容について、市において事業化を検討するものであり、契約等の相手方を直接選定するものではありません。
- ◎事業化にあたっては、原則として、別途公募等の手続きにより、契約等相手方の選定を行います。この際、公募等の事業者選定等における委員会において、提案内容が公募条件に反映されていると判断した場合は、提案者の評価点に10%の加点を行うなど、提案者へのインセンティブを付与します。
- ◎「趣旨採用」となった場合においても、市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保障するものではありません。
- ◎公募等における仕様作成等の際には、提案者独自の権利やノウハウ等の保護に十分配慮します。
- ◎事前対話、提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- ◎その他、制度の詳細は市ホームページに掲載の実施要領等をご参照ください。ホームページには、市の公共施設の詳細情報（施設カルテ）や未利用財産一覧等、提案に向けた参考資料も掲載しています。

6 問合せ・書類提出先

茨木市企画財政部政策企画課 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号（市役所本館3階）
TEL：072-620-1605（直通）、FAX：072-623-3025、E-mail：teian@city.ibaraki.lg.jp